資料2―3

≪介護保険サービスの概要≫

	県が 指定・指導等を行うサービス	市が 指定・指導等を行うサービス
介護給付サービス	★居宅サービス ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具購入費 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション（デイケア） ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○住宅改修 ★施設サービス ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○介護医療院 ○介護老人保健施設（老健）	【地域密着型サービス】 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 ★居宅介護支援
介護予防給付サービス	★介護予防サービス ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具購入費 ○介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防住宅改修	【地域密着型介護予防サービス】 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ★介護予防支援

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、平成 29 年度から地域支援事業に移行

引用元:第9期 高齢者保健福祉計画 介 護保険事業計画（令和6～8年度）